

令和6年12月玉川村議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年12月11日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	小針善誠君	2番	堀越美保君
3番	佐久間福男君	4番	円谷兼一君
5番	岩谷幸雄君	6番	大羅将君
7番	須藤安昭君	8番	林芳子君
9番	飯島三郎君	10番	三瓶力君
11番	石井清勝君	12番	小針竹千代君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大越健一	会計年度任用	須藤智恵子
------	------	--------	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	須釜泰一君	副村長	丹内一彦君
教育長	岡崎寛人君	総務課長	須田潤一君
企画政策課長	添田孝則君	住民税務課長 兼会計管理者	塩澤春美君
健康福祉課長	坂本敬君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教育課長	小針武彦君
公民館長	小針達夫君	遊水地 対策室長	溝井浩一君

---

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に質問を許します。

---

◇ 小 針 善 誠 君

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員の発言を許します。

1番。

〔1番 小針善誠君登壇〕

○1番（小針善誠君） 議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告していただいたとおり3つの点について質問させていただきます。

まず1つ目、財政健全化への取組、補助金等公的資金のガイドライン策定についてお尋ねします。

消滅可能自治体について本年4月に報道され、その言葉自体は記憶に新しいところと思い

ます。玉川村も当然ながら該当しています。決してこういった情報に踊らされてはいけませんが、玉川村に限っては何とかなるのではないかといった楽観的な考えは捨て、全力で課題解決に取り組んでいくのだという意識を村民全体で共有し、将来を見据えた対策、村づくりが必要だと個人的には考えます。

消滅可能自治体の説明には将来的にはありますが、実際は2050年までという具体的な数値が示されており、20代から30代の女性、若年女性人口の減少が段階的に進むことを考えれば、当然猶予は2050年までもなく、5年から10年のうちに成果が得られるような対策が必要となってくると考えます。

10年前の2014年に行われた分析結果と比較すると、消滅可能自治体は150に減少した事実もあります。背景には様々な要因もあり、一概に自治体努力だけで得られた成果ではないとは考えますが、何かしらの対策の成果が現れているのも少なくないのではと思うところです。

こういった情勢も踏まえ、玉川村では、関係人口、交流人口を狙い、さらに移住・定住促進等の様々な村政運営を展開していただいているものと推察します。また、今後の玉川村振興計画の策定にも反映されていくものと期待しております。

反面、振興計画の策定または推進においては、今後さらなる財源の確保も必要になってくるものと考えます。

玉川村における財政の健全化の数値に着目すれば、上水道事業、農業集落排水事業ともに赤字もなく、また実質公債費比率や将来負担比率においても、国の示す早期健全化基準を下回っています。

一方で、玉川村の財政力指数を見ると、令和4年度決算で0.36、令和3年度では0.37、令和2年度で0.40と年々下がっています。また、これらの数値は決して高い値ではないと感じています。

そこで以下についてお伺いいたします。

財政健全化には一般的にはゴールはないものだと考えます。この点において須釜村長のお考えと、さらなる財政健全化に向けた具体的な指針があればお伺いいたします。

2つ目、財政健全化に向けては、様々な見直しも時には必要かと考えます。

例えば、村が独自に行う補助事業も挙げられると考えます。今後、新しい施策の中で、新たに補助事業などを計画していく際に手続や方法、法令的な部分を明記した玉川村補助金等の交付等に関する規則だけでなく、補助金の在り方に関するガイドラインのようなものが必要になってくるのではないかと考えますが、策定に関してお考え等をお伺いいたします。

2点目です。

道路整備等に関連する請願処理についてお尋ねします。

6月から7月にかけて各11行政区において村民懇談会が開催されました。

執行部の皆様をはじめ、各課ご対応いただいた職員の皆様には、通常業務の勤務時間後での開催となり、ご苦勞もあったかと推察します。私自身もスケジュールの許す限り各行政区での懇談会へ足を運ばせていただいたところです。ふだん玉川広報など文字だけでなかなか伝わりにくい村政について、直接声で伝えられる場を設けるということ、有効な施策であると感じていました。

一方で、村政に理解のある意見や感想ばかりでなく、特に各地区での道路等に代表される整備についての意見を多く耳にしたのも事実です。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目、それぞれの請願がどのように管理され、どれほどの件数があり、かつ対応が完了したかどうか、これらの進捗も含めた情報が村民に見える化されていないということがこういった声の基になっているように感じました。

請願として上げられた事案は、財政に余力がなければ、緊急性が著しく高いものを除いて、なかなか対応が進まないのも事実だと思います。具体的に請願の重要性、緊急性、費用等の問題による優先度など、村執行部でどのような切り分けがされているのか、どの順位にあるのかといったことが定かではないことで、未対応のままとなっているという印象だけが残ってしまう。例えば、20年前に受理された請願がまだ対応されていないといった声につながるのだと思います。

どのような要素で優先順位がつけられているのか、例えばマトリクス図法を用いているのであれば、それらを開示するなどを検討されてはどうかと考えますが、村長の率直なご意見をお伺いいたします。

2つ目、また、例として、今回の懇談会で聞かれたような、かなり古くから上がっている請願もあるものと思います。請願が受理された当時とは時代背景や気象、環境も異なってしまったなど、様々な状況があると思います。それら更新される必要のある情報も含めて、どのような管理方法がされているのか、また、それらの進捗について広く公開する等の対応を検討いただけないかお伺いいたします。

3点目です。

職員等の通年での服装のありようについて。

クールビズは環境省が提唱したもので、振り返れば2005年度から始まり、およそ20年が経過しようとしています。また、秋冬版としてウォームビズも提唱されています。

20年前の当時、クールビズは6月1日から9月30日でしたが、東日本大震災の2011年は5月1日から、翌2012年からはスーパークールビズも打ち出しています。2020年には実施期間を廃止し、記憶に新しい2021年は4月1日から実施されました。

これらを背景として、村職員等の職務中の服装について以下お伺いいたします。

1点目、クールビズが提唱されてから20年の時を経て、気温を見ても大きく変動してきたように思います。現在は、村職員に対してクールビズの実施期間の周知を除けば、明確な服装規定はないという認識です。

明確な服装規定がないことを前提とした質問となりますが、環境省では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要としています。

その上で、一人一人が個々の事情に応じて、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ、省CO<sub>2</sub>対策とうたっており、村職員もTPOは大事にしつつ、個々の判断による服装でもあってもよいと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

2点目、ネクタイとだけ上げてしまえば、主に男性に絞られてしまう可能性があります。ネクタイを例に挙げれば、式典等を除く通常業務においては通年でノーネクタイでもよいのではと考えますが、検討の余地などはありますでしょうか。

また、ノーネクタイとした場合に支障が出る可能性があれば、こういった場面かご教授ください。

3点目、これに限らず、冬場等は厚着をする場面もあると考えます。私自身もそうでしたが、ワイシャツなど限られた服装で厚着をするにはいささか限界がありました。特に、ICT支援員として学校へ訪問していた頃を思い返すと、教室やその位置するところによってスーツにネクタイでは厳しい場面もありましたし、上着を着用するにしても、働く上でのパフォーマンスを欠くことや肩こりの心配などもありました。

そういった観点からも、服装自体のある程度の緩和があってもよいのではないかと考えますが、ご見解をお伺いします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 改めましておはようございます。

1番、小針議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の財政健全化への取組、補助金等公的資金のガイドライン策定についてであります。1点目の財政健全化へ向けた具体的な指針につきましては、地方財政法の基本的な理念として、財政の健全性とは、単年度の収支均衡の保持にとどまらず、長期にわたる財政の健全性、長期間を通じて起こる財政変動に耐え得る弾力性のある財政を確立し、住民福祉の増進と地方自治の発達につながるような財政の在り方であるとされており、そのようなことから、小針議員おただしのように財政健全化にゴールはないものと考えております。

村といたしましては、人口減少や急激に進行する少子高齢化社会が見込まれる中、村税収入をはじめとする一般財源的歳入については厳しい状況が続くものと推計をしており、また歳出についても、義務的経費等の増大が避けられない状況からも、財政の硬直化がより一層進行するものと危機感を持っているところであります。

このような中であっても、住民の生命と財産を守り、安全・安心を確保するための各種政策をはじめ、人口減少や急激に進行する少子高齢化対策、子育て支援や高齢者福祉の充実、インフラ整備による快適な生活環境の確保、基幹産業である農業の振興や商工業の振興、そして住民福祉向上のための施策の推進については、村民ニーズを的確に捉えながらも、魅力ある元気で豊かなたまかわの創生に向けて積極的な取組を行い、持続可能で活力のある玉川村の創造を目指すとともに、村づくりの最上位計画でもある振興計画を推進する施策を実現するためにも、その財源を生み出していくことが必要となってまいります。

このため、歳入の根幹である村税収入の確保に向けて、基幹産業である農林業の振興や商工業をはじめとした産業政策や定住人口を増やす施策等に積極的に取り組むとともに、村の10年先、20年先を見据え、将来にわたっても持続可能な財政運営ができるよう、様々な財政変動にも耐え得るような弾力性のある財政の健全化に取り組むこととしております。

具体的には、毎年の予算編成説明会の際に、職員全員に対して過去の決算状況や財政力指数をはじめとする主な財政指標を説明して、職員一人一人が村の財政状況を理解し、財政健全化に向け意識を持って取り組むよう、情報の共有化を図っております。

また、第7次玉川村行財政改革大綱に基づき、デジタルの活用や事務事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、行政のスリム化を行うとともに、現場を重視した迅速な意思決定を行うため、行政経営の仕組みや決裁区分等のルートを改善し、自治体経営の効

率性を高め、スピード感を持った持続可能な行財政運営を図ることとしております。

2点目の補助金等公的資金のガイドライン策定につきましては、本村の様々な補助金に関しては、玉川村補助金等の交付等に関する規則に基づき執行しているところであります。

補助金等の支出に当たっては、村民に対して十分な説明責任を果たすとともに、補助事業の目的や内容の公益性や補助対象を明確にしておくことが必要であり、新たに補助金等を支出しようとする場合は、内容を十分精査した上で実施の可否を判断しております。

さらに年数の経過とともに、その公益性、妥当性が乏しくなる場合や、長期化固定化の傾向も否めないことから、平成29年11月に補助金等に関する見直し基本方針を策定し、定期的にその目的や内容が社会経済情勢、村民ニーズ等に即したものであるかどうかを検証し、整理合理化を推進しております。

また、現在、令和7年度当初予算に反映すべく、各種団体等に対する補助金等の交付について、行政として対応すべき必要性、費用対効果や経費負担等について検証し、補助金の必要性や団体の在り方も含めた見直しを進めているところであり、引き続き調査研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の道路等整備に関する請願処理についてであります。1点目の請願の優先順位及び評価方法の開示につきましては、平成25年1月に総務産業建設常任委員会からの提言書提出を受け、その後、平成26年7月に村においても改めて現地調査を行い、整備に係る緊急性、必要性、さらには補助金や交付税措置のある起債などの財源措置の状況等を検討し、着工までに要する期間を含めて総合的に評価を実施したところであります。

評価結果については、各区長へ報告しており、着工までに長い期間を要する案件については、行政区が独自に判断して、現道舗装工事等で対応していただいている事例もございます。それ以降に提出された請願については、緊急性や必要性、財源の有無等を評価し、案件ごとに判断をしております。

評価方法の開示については、評価結果について関係する行政区に対して説明しているところでありますが、議員ご指摘のとおり、本年6月から7月に行った各地区の村民懇談会においても、請願箇所についての進捗状況等に関する質問がありましたので、今後、優先順位の考え方や進捗状況、対応方法等について、村の広報紙やホームページ等による周知内容や周知方法等を調査研究してまいりたいと考えております。

2点目の請願の管理方法及び進捗の公表につきましては、各担当課においてそれぞれ管理しておりますので、今後は庁内において情報を共有するとともに、経年による状況変化等の

情報更新や管理方法、進捗状況等について、1点目同様、広報紙やホームページ等による周知方法等を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の職員等の通年での服装のありようについてであります。本村におきましては、省エネルギーの取組の推進や健康保持、業務能率の向上等を図る目的として、平成17年度から期間を指定してクールビズでの職務励行の取組を実施してきたところであります。

1点目の個々の判断による服装についての考え方につきましては、社会通念上、常識的な範囲内において、村民の皆さんへ不快感を与えることなく、業務遂行に支障が生じないことを前提として、TPOに合わせた適切な服装で対応することで、地球温暖化防止や職員の環境意識の高揚に資するとともに、働きやすい職場環境の構築と業務効率化、村民サービスの向上につながることを期待されておりますが、一方で、他自治体とのバランス等も考慮する必要がありますので、令和7年度に向けまして調査研究してまいりたいと考えております。

2点目のノーネクタイとした場合の支障につきましては、ネクタイの着用が必要と考えられるのは、一般的には相手に不快な思いをさせることなく、TPOを踏まえた服装となりますが、式典や服装を指定された会議等への出席など、社会通念上、ネクタイの着用が求められる場合と考えております。

通年でのノーネクタイについても、1点目同様、他自治体の事例等も参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

3点目の冬場等を含めた通年での服装の緩和につきましては、職務上、いわゆる現場業務に携わる職員においては、日常的に作業服による執務を行っており、私自身も現場等に赴く場合は当然に作業服により対応しております。

しかし、服装全体における緩和ということにつきましては、1点目、2点目でも申しあげましたとおり、脱炭素社会実現の推進や働き方改革等の観点からも、他市町村の具体的な実施方法や効果等を確認しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、長期間を通じて弾力性のある財政の確立がマストであるという点、激しく賛同するところです。

冒頭述べさせていただきましたが、消滅可能自治体の多くの問題は人口減少にあると考えます。人口減少は税収の減、また生活インフラの利用者が減少することを意味しており、現状の使用料のままでは維持が厳しくなるものと思います。

数年間の情報では判断は難しいものがありますが、近年下がる傾向にある財政力指数の回復目標が設定されているか、その値や達成年など、具体的にあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

財政力指数を含めた、いわゆる財政指標の目標値的なものにつきましては、特段具体的な数値という部分については持ち合わせておりませんが、ただ、健全な財政を行っていく上で一つの指針であることは間違いありませんので、常に、そういう主な財政指標については意識しながら財政運営、そして行政経営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 昨日までの各議員の質問のあらゆる点で、これからの玉川村を考えた多くの要望とも言える質問があったように感じますが、財源には限りもあるというのも事実です。財政健全化が進むことで、これら様々な課題解決の一助になるとも考えます。

財政健全化に向けて先ほど述べたように、村民全体で意識が共有されること、ときには村民に協力を求めざるを得ない場面も少なからずあると思います。

どのように理解を深めていくか、村長のお考えをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

私はよく時代とともに進化し、そして選ばれる、選んでいただける村づくりを私の基本コンセプトとして村政経営に携わっているということを申し上げさせていただいております。

新しいことに取り組んでいく、それは財政健全化という部分も含めまして、新しいことにチャレンジすることについては、大きなエネルギーも必要となってまいりますし、痛みを伴う場合もあります。痛みといいますのは、村民の皆様方にご理解をいただきながら、負担をいただく、そういう場合も出る可能性もあるかと思えます。

我々といたしましては、しっかりと村民の皆さんから村政の運営を、負託を受けておりますので、しっかりと村民の皆さんにとって暮らしやすい、満足できるようなそういう村政経営ができるような形で、しっかりと説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、これからいろんな事業等を行っていくに当たりまして、村民の皆様方にご理解いただけるように、しっかりと説明してまいりたいと考えております。

そういう意味では、来年度が今の振興計画の最終年度ということになりますし、また新た

な振興計画についての策定も進めておりますので、そういう中におきまして、今後の玉川村の方針については明確になるかと思っておりますので、その辺につきましては、村民の皆様方はじめ議員の皆様方に対してもしっかりとご説明し、ご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 先ほどの答弁にスクラップ・アンド・ビルドの徹底とありました。

「人は残念ながらつくり上げることは得意だが壊すことに抵抗がある」、これは私が以前に東日本大震災の際に聞いた言葉です。続けて、その人はこんなことも言っています。「震災はそういう意味では、天災によってある意味破壊が起きた、だから新しい何かをつくるのはチャンスなのだ」と言っていました。これは建物や町並みなどを指してではなく制度や仕組みを指してのこと、この方はおっしゃっていました。

まさに村長がおっしゃられたスクラップ・アンド・ビルドそのものだと思います。スピード感を持っての言葉にたがわぬよう、ぜひ様々な見直しも含めて対応していただきたいと思っております。

次に、補助金の在り方に関するガイドラインの策定についてですが、答弁では、交付、執行に関して答弁いただいたと感じました。

国会では度々いわゆる政治と金について問題になります。ときに補助金なども国会ではばらまき政策とやゆされることも少なくありません。

これまでの補助金の見直しや新しい補助事業を立ち上げる際に、その成果や効果が曖昧にならないため、また長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによる既得権化が起こらないよう努める必要があると考えます。

答弁にもあった公益性を保つためにも見直し、基本方針に加える形でガイドライン策定を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

補助金につきましては、まさに議員がおただしのおりでございますので、我々もその常に補助金の必要性でしたり、その補助をすることによる費用対効果等々については常に意識をしておりますし、その補助金のガイドラインという部分につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、1つには、村全体としての補助に関する規則がございますので、それに基づきまして執行しているという部分と、さらに平成29年11月に補助金等に関する見直

し基本方針を策定し示してもおりますので、それにしっかり基づきながら、補助金につきましては執行してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 今回テーマとしました財政健全化ですが、その1つとして財政力指数を挙げました。私の会社員時代の経験ですが、自治体公共の営業において、財政力指数を指標に営業等の活動指針が立てられる傾向がありました。

要は財政力指数が低い自治体へどれだけ注力するかがそこで変わってしまいます。つまり外部からの新しい情報や提案が受動的には入ってきにくい状況が生まれ、結果、後手に回るということは様々なデメリットを生むこととなります。

ぜひ、そういった側面を持っていることを踏まえて、さらなる財政健全化を目指してほしいと願います。

続いて、2点目についての再質問させていただきます。

少し視点を変えて村長にお伺いします。

あまり近隣では接することは多くないですが、近年のエレベーターでは、群管理システムというもので複数台のエレベーターをグループとして、全ての階での待ち時間が最短となるように最適な配車がされる仕組みになっているそうです。

結果、何階に待機しているか階数表示がついていると、待っている人の予想に反した動きがいろいろを募らせるため、非表示となっているそうです。

置き換えて、現状の請願処理がどのようになっているかが明示されていない様子は、このどちらに当てはまるかを考えてみましたが、このどちらでもないように感じますが、村長はどういった情報の開示が望ましいと考えられるでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今のエレベーターの話、すごくいい話だなと思って伺っておりましたし、あと、その表示の仕方の部分について、県庁なんかも今お話しされたとおり、どこの階に今止まっているかという表示をやめております。

一方で、イベント等、例えばテーマパーク等における待ち時間等につきましては、今どのぐらい、あとのどのぐらいだという部分の情報を出すことによって、そのいらいら感をなくすとか、全く分からないと余計に自分の中で不安だったり、そのいらいら感を募らせてしまいますので、その情報を出すことによって、お客様に対して、その不安感とか何かをなくして

いくという方法があるかと思しますので、私自身も先ほど答弁させていただいた、例えば広報とか何かの部分につきまして、情報発信、広報、そういう部分につきまして、その内容とかその方法についても、今後、調査研究してまいりますという答弁をさせていただきましたのは、まさにどういうふうな形でやるのが村民の皆さんにとって一番分かりやすく、そして理解をしていただけるのか、安心していただけるのかというそういう点もありますので、そういう意味で、いろんなパターンパターンの中で考えなくてはならないというようなことで、調査研究という言葉を使わせていただきました。

私自身は率直にそのような考えであります。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） ぜひ調査研究のほうを進めていただければと思います。

続いてですが、評価結果について各行政区長へ報告がされているとの答弁がありました。

ここで見える課題は、同じ行政区に居住する者全員へ、その情報が満遍なく伝わっているかという点です。区長を通して情報が伝わっているかどうかについて、村では把握されているかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 小針議員の再質問にお答えしたいと思います。

区長からの請願未処理案件、こちらにつきまして、どこまで住民に伝わっているかというところでございますが、区長から請願未処理案件について、村では把握しているかにつきましても、村としては、各地区から出た請願処理案件につきまして、各地区の行政区長へ口頭により報告しており、その後に、各地区の行政区長がどのように住民に対して説明をしているのかまでは把握してございません。

例えば、行政区長から地区の会合や総会等、住民が集まる機会を捉えて説明していただいたりすることも1つの方法であると思います。

しかし、地区の全ての住民に対してとなりますと課題も出てきますので、先ほど村長からの答弁にもありましたとおり、優先順位の考え方や進捗状況、対応方法も含めて、どのような周知内容や周知方法がよいのかを調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 各地区の総会等で区長から伝わるにも限界があるとは思いますが、総会に集まれる各区の細かく細分化された組長等が集まるだけのような状況になっております

ので、この辺の把握も含めて、どのような周知方法を今後取られるかといったものを併せてご検討いただければと思います。

これまでの議会において、何度か請願がどのようになっているかと問うものがあつたと認識しております。また、総務産業建設常任委員会からも提言書を提出した経緯があることも承知しました。とはいえ、請願が受理されたまま未着工となるケースが蓄積して、提言書提出を待つという現体制は、村が率先して請願の処理を行っている印象とはならず、また蓄積してしまった案件をいたずらに先送りにしてしまうことにもつながるのではないかと考えます。

こういった蓄積していたものを常態化させないために、何らかの手段がないかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

請願箇所に対するその対応ということにつきましては、ご質問に対して答弁をさせていただいたとおりでございます。基本的には、本当にそこが危険性が高いとかという部分での緊急性が高い部分につきましては、それは財源等を考慮せずに一般財源を使ってでも、それは早急に対応するようにしております。

ただ、通常あまり緊急性がないとか、そうであればいいなという部分については、やっぱり計画的にやっていく必要がありますので、先ほど財政の議論をさせていただきましたけれども、やっぱり限られた財源の中でどのように効率よく財源を配分していくかというのが重要な視点になってまいりますから、我々といたしましては、まずは請願に関する部分につきましては、その緊急性、そして必要性、さらには補助金等の財源、起債であれば交付税措置の起債とか、そういうのを十分に検討した上で、計画的に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 今回は道路等の整備に絞って質問させていただいていますが、ほかにも集落排水や上水事業などの請願についても様々な課が担う請願処理を一括して公開していく上では、情報量の多さを考えると簡単にはいかないものと想像しますが、ぜひ情報公開をもって、村民への理解を深める策を講じていただけることをお願いしたいと思います。

最後、3点目について再質問させていただきます。

村職員の業務遂行においては、村長答弁にありましたように、働きやすい職場環境づくりの一つに、服装もこの一端を担うものと個人的には考えます。

時代的に男女を比較することは望ましくないかもしれませんが、特に男性職員はワイシャツ、スーツパンツであることがいわゆる通例となっているように感じます。一方で、女性職員はある程度フリーな服装というのも印象を持っています。

村職員の自主性に任せ、適切な服装、不快感を与えない服装についてですが、個々が判断していくことが大切だと思うのですが、自主性に任せるという点において、村長から見た不安要素はありますでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

職員一人一人の感性といいますか、実勢に任せたその服装という部分につきましては、私自身は不安要素は持ち合わせてはいないです。当然、妥当な判断をして、妥当な服装をしてくれるものと、そこは認識しております。

ただ、先ほども答弁させていただきましたとおり、どうしても村民の皆様に対して、我々は行政サービスを提供しておりますということがありますので、一定程度のやっぱり不快感を与えないような服装でしたり、その場にふさわしい、いわゆるTPOを踏まえたそういう服装というのが求められるかと思えます。

あとは、ほかの近隣市町村も含めまして、他の自治体とのバランスというものもありますので、職員が自主性に任せたときの不安感についてはないのですが、そういうその他市町村とのバランスという部分については、確認しながら調査研究していく必要があるなというようなことで、先ほどのような答弁をさせていただきました。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 村長の職員の皆さんに対する、そういった節度を持った対応ができるということに不安要素がないという点については、私も同様に感じていますので、この点、何とかいろいろ検討していただければと思います。

例ばかりで大変恐縮なんですけど、新型コロナウイルスによって在宅勤務や対面による打合せの見直しなど社会的にオンラインが認められるニューノーマルな働き方というのも一つ時代として変わってきたかなと思います。

現広島工業大学、当時宮城教育大学の教授である安藤明伸先生が小中学校の先生方へコロナ禍へ行った研修で、日本は頑張れば、たとえ北海道から沖縄だとしても何とか行ける、行けてしまう距離であり、先方へ出向くこと、駆けつけることが誠意とされてきた。一方で、アメリカなどはそれが無理で、古くからオンラインですぐに対応することのほうが誠意と取

られてきたと述べられていました。

不快な思いをさせないということもこれとどこか似ていまして、視点や立場が変われば違ってくると思います。

村長が述べられるように、式典などにおいては、服装の重要性は高くなるのはもちろんですが、通常業務においては服装の重要性はそこまで高くないのかなとも思います。

この辺について村長のご見解をお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

まず、仕事の仕方として、今お話しされたそのコロナ禍の際に、在宅勤務とかオンラインによる執務遂行が行われたということでありまして、その部分につきましては、確かにコロナという、本当にああいう大変なことが起こったことで、デジタルという部分が10年ぐらいは前倒しで進んだんじゃないかというふうに言われております。

ただ一方で、そうやってオンライン等でやったもの、ウェブ会議とかなんかでやっているものについて、やっぱりその対面式じゃないとなかなか厳しいというところも浮かび上がってきたのもまた事実だと思います。

ですから、見えてきたのは、オンラインでやってもいい部分と、あとは対面式でやらなきゃならない部分と、どちらかではなくて、両方のいいところ取りで進めていくことがこれからの仕事を進めていくことは大事なのかなというふうに思います。

そういう意味で、服装という部分につきましても、今、小針議員がおっしゃられたとおり、必ず、正装といいますか、スーツにネクタイという部分については着なくてはならない部分については、恐らく限定的になるんだと思うんですが、それをいきなりじゃそれ以外については自由でいいかという部分については、ちょっと急過ぎると思いますので、その辺の移行期間なんかも含めまして、他自治体の事例なんかも参考としながら、玉川村にとってはどうしていくことがいいのか、いきなりやってしまったときに、村民の皆さんからの理解というのも当然考えなくてはならない部分でありますので、そういう意味ではちょっと、周りの状況でしたり、経過措置的なものも含めた形で調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1番、小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 今、村長の答弁の中に段階的にですとか、急に一遍を変えてしまうというようなことについては、私も慎重に進めるべきだとは感じます。

例えば、例を挙げれば、一気に全員が夏場にアロハシャツを着るとか、そういったことを

いきなりやっても、村民の方々窓口に来られて戸惑い等もあるのかなと思いますので、そういったことを周知も含めて、段階的な取組をぜひ進めていただければと思います。

最後に、私のほうで不易流行という言葉について、村長に問題提起ではないですが、お伝えしたく、述べさせていただきます。

平成8年の中央教育審議会答申の中でこんなことが書かれています。

間、中略がありますが、大まかなことを申し上げます、「教育においては、どんなに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値のあるもの、不易がある。しかし、また教育は同時に社会の変化に無関心であってはならない。時代の変化とともに変えていく必要があるもの、流行に柔軟に対応していくこともまた教育に課せられた課題である」というふうに書かれています。

教育の枠を超え、様々な場面で私が考える言葉なんですけど、服装のありように関する質問に限らず、ほか市町村の動向に左右されず、率先した取組を玉川村からぜひ発信していただきたいということを申し添えさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） これをもって、1番、小針善誠議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 石 井 清 勝 君

○議長（小針竹千代君） 次に、11番、石井清勝議員の発言を許します。

11番。

〔11番 石井清勝君登壇〕

○11番（石井清勝君） ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告していただいた2点を質問いたします。

1、入札について。

依然として官製談合が後を絶たず、最近では石川郡内において事件が発生しています。

あってはならないことで、入札制度に対する不信感を与えた事態であります。透明性や競争性の確保を努め、村民からの不信を招くことのないように、公平・公正な実施が求められます。

そこで、村ではどのような体制、対策、対応を考えているか、4点を伺います。

①業務執行体制について伺います。

②入札のコンプライアンス管理指導者を置くかについて伺います。

③地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付する契約及び財産の取得及びまたは処分に関する条例第2条の規定の一部の5,000万以上から2,000万以上にすることでチェック体制を図られるかと思いますが、改正する考えがあるか伺います。

④内部通報制度について伺います。

2、遊水地整備事業による移転者への対応について。

国の遊水地に伴う家屋の集団移転につきましては、竜崎字原作田地区、小高字稲荷畷地区に移転として調整が進んでおります。

村には移住・定住、住宅リフォーム実施者への支援がありますが、遊水地群の整備に伴う移転者の補助等はなく、移転者は国による移転補償金による対応に迫られております。

事業によってなれ親しんだ土地から移転を余儀なくされる方々の心情に寄り添い、その負担が少しでも小さくなるような取組が必要と思われれます。

移転における村の対応について2点伺います。

①集団移転地以外の場所に移転される方が移転先において少ない負担で上下水道に接続できるような対応をできるか伺います。

②移転を余儀なくされた方が円滑に移転を進められるよう、村による支援等を検討すべきと思いますが、村長の考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 11番、石井議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の入札についてであります。1点目の業務チェック体制につきましては、設計、起工、入札指名委員会での審議や入札の執行など、入札に係る事務手続のそれぞれの段階において、担当課によるダブルチェックを行うほか、総務課長、教育長、副村長、村長が決裁の中で細部について確認するなどのチェック体制を構築しております。

2点目の入札のコンプライアンス管理指導者につきましては、現時点においては、コンプライアンス管理指導者の配置は考えておりませんが、庁議等において機会あるごとにコンプライアンスの重要性について指示を行うとともに、職員一人一人のコンプライアンスの遵守

を徹底してまいります。

3点目の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の改正につきましては、本条例は、地方自治法施行令第121条の2の規定に基づくものであり、施行令におきましては、施行令で定める金額を下回って定めることはできないこととされておりますので、上限額を引き下げる改正はできないものと考えております。

4点目の内部通報制度につきましては、内部通報制度は、企業等が企業内の不正を早期に発見して、企業や従業員を守るため、組織内の不正行為に関する通報、相談を受け付け、調査、是正する制度であります。公益通報者保護法により、従業員数が300人を超える企業等には内部通報制度の導入が義務づけられております。

本村役場においては、職員数が300人以下であることから、制度の導入が義務づけられておりませんので、職員の公益通報制度に係る要綱や規程等の整備には至っておりませんが、職員等から通報があった場合には、福島県等の実施要綱等を参考に、当該職員が不利になることなく、そのような事態が発生した場合、積極的に通報を行うことができる風通しのよい組織風土、環境づくりを行い、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の遊水地群整備事業による移転者への対応についてであります。1点目の集団移転地以外の場所に移転する場合の移転先における上下水道の接続につきましては、一般的に上水道においては止水栓まで、下水道においては公共柵までの工事は住宅設置者が自己負担で管路を引き込むことを原則としております。

一方で、宅地分譲地など道路整備工事と一体で上下水道を整備する場合には、止水栓や公共柵までの工事を含んで施工されるため、個人負担が発生しないこととなります。

このため、今回、集団移転地以外の場所に移転する方においては、基本的には自己負担により設置いただくこととなりますが、集団移転地に移転する方については、道路と一体となった宅地造成となることから、止水栓や公共柵が設置される見込みであり、費用負担が発生しないこととなりますので、今後、全体としての費用負担の在り方について、調査研究を進めてまいります。

なお、上下水道の引込みについては、住宅設置者がより少ない負担で設置できるよう、設置場所や施工方法等に関して助言等を行ってまいりたいと考えております。

2点目の移転者における円滑な移転に向けた村の支援につきましては、国の公共事業に伴う移転であることから、事業主体である国が移転対象者に十分な補償額を提示し、安心して

移転を検討できるよう環境を整えることが重要であると考えております。

このため、村では、今年7月に福島河川国道事務所長に直接要望を行うとともに、補償の充実や周辺環境整備事業の実施など、移転者や地域に寄り添って事業を進めるよう国に様々な機会を捉えて求めているところであります。

村といたしましては、要望した内容が実施されるよう、引き続き国に強く働きかけていくとともに、移転先となり得る物件の紹介や土地利用に関する相談対応、国が移転者支援の一環として整備する集団移転地に関する調整などを通じて、可能な限り移転対象者における不安を払拭できるよう取り組んでまいります。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） それでは、業務チェック体制についてお伺いします。

玉川村としては、入札価格予定等は報告があるんですけども、最低制限価格と制度は利用しているんですか、伺います。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの石井議員のご質問でございますが、入札に関して最低制限価格を導入しているかとのことでございますが、全ての工事についての最低制限価格は導入しておりませんが、一部の業務については利用をしている状況でございます。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 今、一部に採用しているということですけども、年間、金額によって入札の予定価格の大きさによって違うと思うんですけども、年間何件くらい最低制限価格を出しているかを伺います。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 最低制限価格、年間でどのぐらいかというようなことでございますが、本村におきましては、過去に最低制限価格を設定したのは、本年度ではなくて、2件程度だと思います。

最低制限価格を設けて、その業務の質を高めるといえるか、保持するということの方が目的かと思いますが、当村においては過去で2回程度の実施となっております。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） この最低制限価格制度というのは結構全国で最近多くなっていますので、いろいろ勉強しながらやってほしいと思います。

結局、入札というか価格が今乱高しています。やはりその中で、村としては最低限度ここ

らまでの予算でやりたいというのがあると思いますので、今後とも、この最低制限価格というのを使っていただいて、よりよい仕事をしてもらうということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、もう一点なんですけれども、このチェック体制の中で、私が疑問にあるのは、入札した業者さんが、早く言えばできないので、下請に出してしまっているの結構あると思うんですよね。これのチェック体制はいかなもののでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

いわゆる元請で取った方が下請に出すという部分につきましては、一定程度の制度の中で認められている部分でありますので、例えば専門性を高める部分とか何かということについては下請という部分もあり得るんだと思いますが、どういう状況で下請になっているか、あとはどういう体制でその下請が工事を行っていくかという部分につきましては、それは元請のほうから担当課のほうに体制等も上げていただいて確認はできる。いわゆるやはりそのチェックができるような状況になっているかと思えます。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） やはりこの下請業者によって、今、すごい下水関係で国道118号沿線にいっぱいいるんですけれども、やはりどこが親でどこが子だというの、周りの村民が分からないものですから、結局その交通にも何ですか、災害があっても誰に言えばいいんですかというのが結構あるものですから、やはり早く言えば、この業者のは誰が責任持っているとか、やはり分かるようにしていただかないと、村民も誰に文句言っているか分からないというのが結構出ておりますので、この下請業者の管轄をもう少し厳しくチェックできるような体制をお願いしたいと思いますが、いかなもののでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

まさに議員おただしのおりだと思えますので、その責任の所在、責任の明確化、そしてその工事は誰がやっているんだというふうについては、しっかりと我々自身も把握して、それを村民の皆様にもお知らせする必要があるかと思えますので、その辺につきましては、改めて徹底してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 次に、入札のコンプライアンス管理指導者を置くということなんで

すけれども、これは職員のコンプライアンスの意識向上ですね、考えるのが一番いいと思うので、その職員のコンプライアンスを向上させる今後の村当局としての考えがあるか伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

職員が本当にコンプライアンスをしっかりと意識を持って、それを遵守していくというのはとても大事なことでありますので、先ほども答弁させていただきましたが、まずは幹部職員である課長以上の職員に対しましては、庁議等におきまして節目節目について言っておりますし、あとは各課長のほうから担当職員のほうにもそれは指示するように言っております。

毎週月曜日には幹部のミーティングもやっておりますので、そのときに、例えば発生した事案等があれば、それを基にしながら改めて注意喚起も行っているところでございます。

常に、トップの考え方が職員一人一人に行き渡るように、風通しのよいそういう職場環境をつくってまいりたいと思いますし、何よりもコンプライアンスの部分についてはしっかりと遵守できるように、これからも指導してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 副村長。

○副村長（丹内一彦君） ただいまの職員のコンプライアンスの維持ということでございますが、特に入札指名委員会等につきましては、設計金額等も分かりますので、十分注意するよということはもちろん指示しておりますが、職員にも資料等につきまして、金額等分かるものについては、机上、机の上に出しっ放しにしないとか、そういう指導もしておりますし、石川町の問題が発生したときにつきましても、改めて職員に指示しております。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 今、副村長が言われた石川町でも第三者委員会からの報告で、入札のやり方が3つか4つ結構変わると言うんですよね。指名がなくて、結局一般入札とか、あとコンプライアンスを考えて職員の教育とかいろんな出ていますので、特にコンプライアンスというのは結局職員の勉強というか教育なんですね。

あと、村長がいかにして判断して、その入札をスムーズに出せるかということがメインなので、官製談合につきましては、結構応酬活動がいろいろあるんですけれども、村としても今までは金額の大きいのがあったと思うんですけれども、今後とはそんなに、玉川下水水道が終われば、金額が少ない金額となると思うんですけれども、やはり職員のコンプライアンスを向上させて、いい入札をして、村民に分かるような入札の仕方をしていただいて、地元

の業者に与えていただきたいと思います。

続きまして、③の条例なんですけれども、これは条例はなかなか変えることはできないです。ただ、私自身、監査をやりましてつくづく思ったのが、5,000万円以下のやつの入札の内容が大体議員さんには通知は行かないんですよ。

そこで、最低でも2,000万以上ということではほしいなと思ったんですけれども、これ条例が条例なので、できないと思うんですけれども、やはり監査委員だけでなく、議員にもうやはり半年に1回とか、年に2回とか5,000万円以下の入札のやつの大体内訳とか、こういう入札がありましたとか、先ほどの最低価格制度とかそういうのを使っていますとかの情報で議員のほうにも流していただきたいのが常なので、そのことを村長はどうお考えですか、伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

入札の結果につきましては、まず公表はしておりますので、ホームページ等をご覧いただければ、結果については確認できるのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、議会活動を円滑に遂行していく上でそういう情報が必要だということであれば、ちょっとどのぐらいの金額以上がいいのかとか、いろいろ検討すべき案件もありますので、そこは、ほかの市町村の管内町村でしたり近隣市町村の例なんかも参考としながら、どういう形で情報提供が可能なのかという部分について、それがもしかしたらホームページ等で公表されておりますので、それで対応しているということであれば、そこでも含めながら、玉川村としてどうするかについては研究してまいりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 前向きに、よろしくをお願いします。

それで、次の内部通報制度なんですけれども、これは条例としては300人以上というのが結構、規定があるんですけれども、やはり村としても職員がそんなにいないので、内部通報できないという方もいらっしゃると思うので、その将来、議会としてもこの通報制をどういう扱いをするかということのをこれから議員として勉強しながらやりたいと思いますので、村のほうともこの内部告発についてもこれから研究を考えていただいて、職員が安心して仕事できるような方法を考えていただきたいと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

内部通報制度につきましては、基本的な考え方は今ほど答弁したとおりでございます。

昨日の須藤議員のご質問に対してもお答えさせていただきましたが、やっぱりそのトップがもし違った方向に行くとか、何かそういうときでも、しっかりと下の者が上の者に対して物が言えるという、そういう体制が大事だと思いますし、そのためには、やっぱり風通しのよい、そういう職場環境をつくっていくことが大事だと思います。

それに行くためには、常日頃からのコミュニケーションも必要だと思いますので、しっかりと職員ともそういう関係を結ぶようにしていきたいと思っておりますし、何よりもみんなが自分の考え方をしっかり出せるような、そういう職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、遊水地のほうなんですけれども、①なんですけれども、小高と竜崎、造成が決まりまして、一応来年の夏頃には造成を開始したいというのが国交省の考えなんですけれども、そうすると8年度には大体、移転できる方は8年度中には何件かいると思うんですけれども、やはり移転地に行かない方が8名くらいいるんですよ、まだ決まっていないと。

ただ、今現在は、水道下水もメーターは、村のほうに結局加入金払っているんで、ほかに行った場合、その加入金が取られるんじゃないとか、工事を自分でやんなんないんじゃないかというお話はいただいているので、ただ、4メーターの道路があれば、そこに家は建てられるけれども、やはり下水水道があればということで、早く言えば何ですかね、二重に取られるんだという話も出ているので、ある程度の個人的に移転される方の下水道の少しでも緩和をしていただきたいというのがネックなんですけれども、ただ、村としては予算がないと。

いろいろあるという条例もありますので、あと国交省のほうから補助金をもらっているからこれは無理とかいろいろな決まりがありますので、これは一応②と同じ考えなんですけれども、やはりある方は矢吹等に6件くらいかな、今のところ移転するので、したらば移住・定住の補償金があるかという話が結構出ているもので、ほかに行けば金ももらえるのに、何で玉川にいて、早く言えば移転するんだけれども、補償も何もないのかというなんですけれども、ただこれは村の予算もなかなか難しいと思っております。

そこで、村長に伺います。

1と2をまとめて私の見解なんですけれども、先ほど国交省のほうに要望いたしましたけ

れども、逆に3町村の長と議長会とかで早く言えば、国交省の大臣のところに行って、早く言えば、もう直談判で要望をできるか伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

まず3町村におきましては、常に情報の共有化を図る観点で定期的に意見交換会などを今開催をしています。3町村長においても定期的にやっておりますし、担当者レベルになりますと、もっと多い頻度で意見交換、情報の共有化は図っているところでございます。

本日、答弁させていただきましたとおり、7月30日には福島河川国道事務所長に対しまして3町村長連名で要望書を提出し、要望を行ったところであります。国といたしますか、国交大臣のほうへの要望という部分につきましては、直接、どういう形でやっていくのがいいのかという部分についてはあるかと思っておりますので、その辺につきましては、また定期的な打合せ会、3町村長でありますので、1つの議題として出してみたいと思います。

我々としまして、もう総論的な話をする時期はもう終えましたので、具体的に課題を明確にした上で、それをどうすればクリアできるかという、その具体的な段階に入ってきていますので、要望するにしましても、要望する項目というのは、より具体化してくるかと思っておりますので、そういう意味では、要望しやすい、そういう段階なのかなというふうに思いますから、要望の仕方、その内容等も含めまして、3町村長で検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） これを出したのが先月かな、鏡石で町長、議長、副議長、あと委員会の長が行って、福島県の選出の国会議員に会って要望してまいったという話があったんですけども、ある国交省の方から言われれば、何でそこまで行って、早く言えば、公明党が国土大臣をやっているんだから、そこまで話をしてくれないのかなという話も出たので、こういう話をしたのですけれども、やはり石川郡生まれの石川町生まれの若松先生がいらっしゃるので、やっぱりそうだと公明党はもうずっと国土大臣がやっていらっしゃいます。

それだけ力があるということなので、やはりそこをうまく活用しまして、少しでも予算を持ってきてもらう、特に、村自体とは遊水地対策室の給料というか、人件費は村で払っているので、やはり補助をしてもらわないと村の財政も大変なので、あとこの移転者の対応、あと3年かかるので、ぜひ考えていただいて、3町村で頑張っていたいただいて要望を近々に出していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、11番、石井清勝議員の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時13分)